

中期目標・中期計画一覧表

国立大学法人愛媛大学

平成16年 4月 1日

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>大学の基本的な目標</p> <p>愛媛大学は、学術の継承と知の創造によって人類の未来に貢献することを使命とし、基本目標を定める。</p> <p>1 愛媛大学は、多様な個性と資質を有する学生に、人文科学，社会科学，自然科学を広く視野に入れた教育と論理的思考能力，自己表現能力を高める教育を実施し，自ら考え実践する能力と次代を担う誇りを持つ人材を育てる。大学院においては，専門分野の深い学識と総合的判断力を身に付けた指導的人材を育成する。</p> <p>2 愛媛大学は，基礎科学の推進と応用科学の展開を図り，新しい知の創造と科学技術の発展に向けた学術研究を実践する。とりわけ，地域にある総合大学として，持てる知的・人的資源を生かし，「自律的な地域社会・地域文化の創生」，「環境に配慮し，生きる質を大切にする社会の構築」を目指す研究を推進する。</p> <p>3 愛媛大学は，高度な学術研究と次代を担う人材の育成を通し，これからの社会の文化，福祉，産業の一層の発展に貢献するとともに，地域にある学術拠点として，地域から学びつつ，その成果を地域に還元する。さらに，世界に開かれた大学として，海外との学術的・文化的交流を推進し，学術成果を広く世界に発信する。</p>	
<p>I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間</p> <p>2 教育研究上の基本組織 ＜別表のとおり＞</p>	

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

多様な個性と資質を有する学生を受け入れ、広い視野と自ら考え実践する能力及び次代を担う自覚と誇りをもつ人材を育成する。大学院においては、専門分野の深い学識と総合的判断力を身につけた指導的人材を育成する。

(2) 教育内容等に関する目標

① アドミッション・ポリシーに関する目標

1) 入学者選抜に係る基本方針

「どのような人材に育成して社会に送り出すのか」という教育目標に基づいて、「どのような学生を求めるのか」を明記したアドミッション・ポリシーを確立する。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

① 学士課程教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1) 主体的・創造的に生きるのに必要な自己実現のための基礎能力及び多様な価値観に対する理解を培い、豊かな人間性と社会的自覚を育む。
- 2) 中等教育から円滑に大学教程に導き、学部専門教育を受けるための十分な基礎学力と自己表現能力を養う。
- 3) 幅広い教養と豊かな人間性ととともに、十分な専門知識を習得させ、地球的視野をもって地域社会・国際社会に貢献できる人材を育成する。
- 4) 明確な教育理念・目標と厳格な成績評価のもとで優れた質の多様な人材を育成して地域社会、国際社会に送り出す。

② 大学院課程教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1) 学問的専門知識と幅広い学際的知識の更なる高度化を図り、探究心と創造力豊かな、指導力のある高度職業人、研究者を育成する。
- 2) 知識人としての自覚と国際的感覚を培い、社会の福利の向上と文化の発展に貢献できる人材を育成する。

③ 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

卒業生の満足度や卒業生に対する社会の評価を分析・検討し、それらに基づいて、教育の改善を図る。

④ 学生収容定員

各学部・大学院において、学科、教育コースの再編、大学院の再編計画を策定し、平成18年度を目処に入学生数の見直しを行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

① アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

1) アドミッション・ポリシーの確立と入学者選抜の改善

- a. 愛媛大学のアドミッション・ポリシーを確立して、教育目標とともに公表する。
- b. 入学に関する相談活動、広報活動や入学者受け入れ体制を全学的に整備する。
- c. 受験者を多面的に評価し多様な人材を確保するために、推薦入試、AO入試をはじめ多様な入試のあり方を検討し、新規制度の導入を図る。
- d. 全学部において編入学制度を充実し、2年次編入も含めて制度の一層の弾力化に取り組む。
- e. 大学院においては、他大学、他分野からの入学者を確保するために、柔軟で多様な選抜方法を採用する。

- 2) 社会人，留学生等の受け入れ基本方針
社会人，留学生を積極的に受け入れる体制を整える。

② 教育課程，教育方法，成績評価等に関する目標

(i) 学士課程

- 1) 入学者の資質の変化と学習要求の多様化に対応する適切なカリキュラムを開発する。
- 2) 大学教育にふさわしい基礎的スキルの育成に努め，広範な実践的能力を求める社会の要請に対応する。
- 3) 学生の真摯な学習意欲を喚起する学習環境を整備する。
- 4) 新しい教育手法や学習指導法を開発する。

2) 高校サイドとの意思疎通

- a. 高校との連絡協議を活性化し，入試制度・入試問題の適切さ，高大の接続等に関して共同で検討する。
- b. 高校生に対する授業の開放等を通じて，大学の教育内容の理解を促進し，愛媛大学進学への動機付けを図る。

3) 社会人，留学生の受け入れ

- a. 社会人，留学生の受け入れを積極的に推進するために，弾力的な入学制度を導入する。
- b. 交流協定締結校を増やすとともに協定校との緊密な関係を構築し，留学生の積極的な受け入れを行う。
- c. 多様な留学生を受け入れるカリキュラムを整備する。
- d. 地域社会に貢献する大学として，社会人のリカレント，リフレッシュ教育を充実させる。

② 教育課程，教育方法，成績評価等に関する目標を達成するための措置

(i) 学士課程

1) カリキュラムの改善

- a. 多様な学習歴をもつ入学者を円滑に大学教育に導くため，補習授業，未習授業を含む導入的授業科目を充実する。
- b. 広い視野と豊かな人間性を涵養するため，幅広い教養授業科目を提供する。
- c. 基礎的な能力を涵養するため，表現・論述・記述の能力，情報収集・発信の能力等を向上させる授業科目を提供する。
- d. 英語教育において，スピーキング，リスニング，リーディング，ライティングの4技能を在学期間を通じて向上できる体制を確立する。
- e. 学生の主体性と課題発見・解決能力の向上を図るために，参加型授業，フィールド体験型授業，発表討論型授業等を増強する。
- f. 共通教育科目と専門教育科目の配置の適正化を図る。
- g. 標準的な内容を持つ基礎科目に関して，共通テキストを作成する。
- h. 専門分野の知識を系統的に獲得するためにカリキュラムの体系化を図る。
- i. 専門教育のカリキュラム間で教育資源の共有化を推進して教育内容を充実させる。
- j. JABEE や資格取得に向けた教育カリキュラムを整備・充実する。
- k. インターンシップの受講者の拡大を図り，就業意識を高揚させる。

2) シラバスの改善

シラバスの記載項目，記載内容の一層の充実を図る。

3) 少人数教育や対話型教育の推進

- a. 導入科目，ゼミナール，プロジェクト学習など少人数学生参加型授業を積極的に導入する。
- b. 共通教育の英語はコミュニケーション能力の涵養を重視した少人数教育を基本とし，教育内容の一層の

充実を図る。

- c. 情報科目、実験・演習科目などでTAを活用した、きめの細かい学修指導を行う。
 - d. 実体験型実験実習を実施するための体制を整備する。
- 4) 情報化時代に即応する高度な教育手法の開発と実践
- a. 情報リテラシー教育を充実させる。
 - b. 「総合情報メディアセンター」を中心に、メディアを活用した授業の研究開発を行い、実践する。
 - c. 大学間の授業交換やサテライト教室の設置を視野に入れ、遠隔双方向型通信技術を使った授業、セミナーを実施する。
- 5) 単位制の実質化
- a. 単位制に則り、授業時間外の課題を設計する。
 - b. 履修単位の上限設定に関して、全学共通の指針を作成する。
- 6) 成績評価基準
- a. 「大学教育総合センター」において学習成果を客観的に把握できる評価方式を検討する。
 - b. 各授業科目の学修到達目標と成績評価基準を明確にする。
- 7) 教育設計のための基礎資料
- 教育設計の基礎資料とするために、入学者の学習歴、大学での履修状況、卒業後の進路及び活動状況等を総合的に把握する体制を整備する。

(ii) 大学院課程

- 1) 学部・大学院一貫教育を視野に入れ、学部と大学院のカリキュラムの接続性の向上を図る。
- 2) カリキュラムの充実化・体系化と開講形態の多様化を図り、学識の深化と広領域化を推進する。
- 3) 学習意欲を高める成績評価システムを整備する。

(ii) 大学院課程

- 1) カリキュラム編成と授業内容
 - a. 学部の授業との接続性を向上させたカリキュラムを体系的に整備する。
 - b. 大学院教育の特性に留意しつつ、大学院授業と学部授業の相互乗り入れを検討する。
 - c. 研究科間で教育資源を共有化することによってカリキュラムの多様化・学際化を図る。
 - d. 高度職業人あるいは研究者として身につけておくべき基礎技能・知識習得のための機会を設定する。
 - e. 学内共同教育研究施設の教育資源を取り込んだカリキュラム編成を行う。
- 2) 授業形態、学習指導法等の教育方法
 - a. 適正な研究指導と成績評価を保証するために複数指導体制を実質化する。
 - b. 多様な開講形態の授業を提供し、学修と研究活動が相互に高めあうよう工夫する。
 - c. 全専攻にシラバスを整備する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

① 教職員の配置及び教育環境の改善

- 1) 教員の弾力的な役割分担及び開かれた教員採用人事により教育の活性化を図る。
- 2) 共通教育においては全学教員の出勤を基本とし、教育の質の向上に努める。
- 3) 学内諸施設の有機的連携を図り、教育支援体制を強化する。
- 4) 教育設備施設を高機能化し、学習環境の充実化とアメニティの向上を図る。

② 教育の質の向上及び改善

教員の教授能力向上と意識改革を図る体制を整備する。

3) 成績評価

- a. 成績評価システムを共通の基準で確立する。
- b. 学内他研究科及び他大学の教員による博士論文審査への参加を推進する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

① 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

1) 教員組織の編成方策

- a. 教育活動を活性化するために、全学において教育重点型教員を適正に配置する。
- b. 教員採用を原則的に公募とし、ジェンダー・バランスに配慮し、社会人教員、外国人教員の登用を積極的に行う。
- c. 任期付きポストの導入を進め、人事の流動性及び教員の多様性の確保を図る。

2) 教育内容の検討を行うための組織体制

- a. 学部間のカリキュラムの連携を図る組織を発足させ、教育資源の共有化を企画調整する。
- b. 共通教育と専門教育の接続性及び大学教育の内容の改善を検討する委員会を設置する。

3) 教育支援者の配置方策

- a. 「大学教育総合センター」を中心に総合的な全学教育実施体制を実現する。
- b. 教育の一環として大学院生を学部学生の教育に参加させる体制を充実発展させる。
- c. 技術系職員の組織を見直し、研究教育能力の向上を図る。

② 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

1) 講義等に必要な施設・設備の整備・活用方策

- a. 施設整備、キャンパス環境整備等を総合的に検討し、教育研究環境の改善を図る。
- b. 効率的で分かりやすい授業を創るために、IT機器、視聴覚機器の充実を図る。
- c. 遠隔双方向型授業システム等を導入・整備し、キャンパス間・大学間の遠隔授業、遠隔セミナーを可能にする。
- d. 学習図書館機能の充実を図る。

③ 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

1) 自己点検・評価の実施と評価結果のフィードバック

- a. 教育活動等に関する個人・組織データを全学的に蓄積する。
- b. 教員各人の教育活動を公正に評価する基準と体制を策定し、「教員の総合的業績評価」を実施する。

2) 学生による授業評価等の実施方策

- a. 学生による授業評価アンケートを実施し、科目ごとに評価結果を公表する。
- b. 学生の声を教育改善にフィードバックする仕組みを構築する。

3) 教育の成果に関する評価についての研究開発
「大学教育総合センター」を中心として、教育成果に関する評価について研究開発する。

4) 教員の教育能力の評価システムの確立と顕彰・処遇システムの整備
教育活動において優れた実績を示した教員に対しインセンティブを付与する。

④ 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- 1) 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDの実施体制の整備
 - a. 各学部、各研究科のFD委員会及び全学のFD委員会を確立し、その機能を強化する。
 - b. 教育実践、教育改善について定期的にシンポジウム、研修等を企画・実施する。

(4) 学生への支援に関する目標

- ① 学生の学習効果を向上させ、かつ学生による自主的学習を促進するために、学生と教職員とのつながりを強化し、学習環境や学習に関する相談体制を強化する。
- ② 心のケアや人権問題も含めて、学生生活上の困難を克服するための体制を強化する。
- ③ 教室及び周辺空間のアメニティを向上させ、学習の場としてふさわしい環境を整備する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ① 学修支援、生活相談、就職支援等に関する具体的方策
 - 1) 学生支援に関して全学的に連絡調整を行う体制を整備する。
 - 2) 履修計画と学生生活について助言する専門的教職員を配置し、「学生生活担当教員制度」と併せて学生に対する支援活動にあたる。
 - 3) 「ピア・サポート・ルーム（学生による学生相談窓口）」、「ESMO（愛媛大学学生メンターズ）」等により、学生相互の相談体制を整備する。
 - 4) 各担当教員が待機すべきオフィスアワーを設ける。
 - 5) 留年学生、不適応学生に対する原因調査と対策を継続的に検討し、学習・生活・心理面から支援する体制を整備する。
 - 6) 身体に障害のある学生の受け入れに対応するため、障害学生支援制度と支援ボランティア養成制度を立ち上げ、運用する。
 - 7) 学生に対する人権侵害の防止に努めるとともに、人権侵害が発生した場合は迅速かつ厳正に対処する。
 - 8) 「保健管理センター」と「人権委員会」が各学部との連携を強化し、学生に対する精神的・心理的ケアを充実する。
 - 9) 自主学習のためのスペースを確保し整備する。
 - 10) 進路指導、就職支援に関する全学的な連絡調整機能を強化する。
 - 11) キャリアアドバイザーを配置し、キャリア教育の充実を図る。
 - 12) 教職員向けに、学生支援の取組み方、メンタルヘルスケア等に関する研修会・講演会を実施する。

② 社会人・留学生等に対する配慮 など

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

① 目指すべき研究の水準に関する基本方針

- 1) 総合大学にふさわしい学術的基盤を確保する。
- 2) 先見性、独創性のある研究を発掘し、創造力豊かな研究拠点となることを目指す。
- 3) 特色ある分野で国際レベルの先端研究を推進し、国際的研究拠点となることを目指す。

② 成果の社会への還元に関する基本方針

- 1) 地域にある学術拠点として、地域社会と双方向の関係を結び、地域から学びつつ、その成果を地域に還元する。
- 2) 大学の知的資産を社会に公開・還元し、文化の発展に貢献する。
- 3) 産業経済界及び行政機関との連携協力関係を緊密にし、研究の活性化を図るとともに、産業の発展に貢献する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

① 研究者の配置方針

- 1) 教員人事の流動化を図り、戦略的で機動的な人事を可能にする。
- 2) 研究、教育及び管理運営における教員の弾力的な役割分担を可能にし、各分野の高度な展開を図る。
- 3) 若手研究者育成のための体制を強化し、研究の活性化を図る。

② 研究環境整備の基本方針

- 1) 先導性の高い研究組織を中核にして新たな学内COEさら

- 1) 社会人学生に対して、修業年限の適切な設定、インターネットを利用した学習指導、休日・夜間の講義等、学業と職業の両立を図るための措置を講じる。
- 2) 入国から帰国まで一貫した留学生の指導体制を整備する。
- 3) 留学生の住環境及び就学環境の改善を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

① 目指すべき研究の方向性

- 1) 基礎研究を充実する。
- 2) 先見性・独創性のある萌芽的研究を発掘して全学的に支援する。
- 3) 先端的研究を全学の戦略的プロジェクトとして推進する。
- 4) 社会的要請のある今日的課題に対して、機動的なプロジェクトチームを編成して取り組む。

② 大学として重点的に取り組む領域

- 1) 地域、環境、生命を主題とする研究の特色化に取り組む。
- 2) 国際的に研究を先導し、我が国の研究の中心的拠点となりえる研究を重点的に推進する。

③ 成果の社会への還元に関する具体的方策

- 1) 懇談会、研究会、シンポジウム、ワークショップ、公開講座などの開催を通して地域社会との交流を活発にし、研究成果の公開と共有化を図る。
- 2) 国際特許取得を含む知的所有権及び企業倫理等の文理融合型の教育と実務を企画・実施する体制を作る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

① 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- 1) 学長裁量の教員定員を確保し、研究者の戦略的・機動的配置を可能にする。
- 2) 教員の役割分担を進め、先端的な研究、特色ある研究等を推進する教員を研究重点型と位置付け、研究に専念できる環境を整備する。
- 3) 国内外の他研究機関との間で人事の連携、客員研究員の交流を促進する。
- 4) ポスドク、学術振興会特別研究員等の制度を活用し、若手研究者の育成を図る。

② 研究資金の配分システムに関する具体的方策

- 1) 研究資金を、各教員の研究基盤を確保するための資金枠と競争的に配分する資金枠に分け、後者について

には研究センターの設置構想を推進する。

- 2) 設備、施設、研究スペースの整備を進めるとともに、共用化、共同利用化を推進し、研究活動の活性化を図る。
- 3) 研究支援体制の整備強化を図る。

③ 研究の質の向上及び改善のためのシステムに関する基本方針

教員個人及び研究組織を評価するシステムを構築し、それに基づき公正な評価を定期的実施する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

① 地域との連携

立地する地域社会との連携体制を強化し、地域社会と双方向的な関係を確立する。

② 産官学連携

は公正で透明性の高い評価に基づき資金を配分し、かつ、その成果を評価するシステムを導入する。

- 2) 学長裁量の研究資金を確保し、重点研究、プロジェクト研究、萌芽的研究の支援、若手研究者に対する支援、その他戦略的研究事業に機動的に資金を投入できる仕組みを確立する。
- 3) 研究資源の開拓、研究の需要調査、外部資金導入の促進等を図る全学的組織を設置する。

③ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- 1) 研究活動の効率化を図るため、設備、施設、研究スペースの再配分と共同利用化を総合的に検討する。
- 2) 教育研究に必要な設備の維持・更新を計画的に行う。
- 3) 「総合科学研究支援センター」において、研究支援の諸機能を一元的管理するとともに、異分野間の共同研究を支援する。
- 4) 学術文献（電子ジャーナルを含む）、学術資料を充実するための全学的体制を確立する。
- 5) 体系的な図書・資料の収集及び先進的情報検索システムの導入によって、研究図書館機能を充実する。

④ 知的財産の創出、取得、管理及び活用のための具体的方策

知的財産の創出、取得、管理及び活用を戦略的に行う体制を検討し、整備する。

⑤ 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- 1) 各部署の特性を考慮した上で、研究組織及び教員各人の研究活動を公正に評価する基準と体制を策定し、「教員の総合的業績評価」を実施する。
- 2) 「教員の総合的業績評価」に基づき、優れた研究者、研究グループに対する重点的な資金配分等の適切なインセンティブを付与する。
- 3) プロジェクト研究やグループ研究について、公開研究発表会等を行い第三者的な評価を受ける。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

① 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- 1) 地方自治体等の政策形成や地域の課題解決に参画し、自律的な地域社会・地域文化の創生に貢献する。
- 2) 愛媛県をはじめ四国地域にある文化的遺産、自然的富の保存・活用に積極的に関わる。
- 3) 社会人入学の促進、生涯学習やリカレント教育等の持続的学習の場を提供するためのプログラムを整備する。
- 4) 附属図書館等の公開、研究施設の開放を促進する。
- 5) 総合的な地域支援情報ネットワークを構築し、保健、医療、福祉、教育等における社会サービス活動を推進する。

② 産官学連携の推進に関する具体的方策

産業経済界及び行政機関との連携協力関係を緊密にし、教育と研究の活性化を図るとともに、産業の発展と国民の福利向上に貢献する。

③ 他の大学等との連携

四国地域をはじめとする国内の他の大学や教育研究機関と積極的に連携し、教育と研究の活性化を図る。

④ 国際交流

世界に開かれた大学として、諸外国の大学や教育研究機関と学術交流を図るとともに、留学生の受入れ、本学学生の海外派遣等を通じて国際社会との人的交流を推進する。

(2) 附属病院に関する目標

医学部附属病院は、「患者から学び、患者に還元する病院」であることを理念の基礎におき、以下の目標を定める。

- ① 病院組織及び職員の業務の見直しを図る。
- ② 愛媛県民から信頼され、愛される病院を目指した体制の構築を図る。
- ③ 医療に関わる安全管理体制の充実を図る。
- ④ 病院収支を改善し、病院経営の健全化を図る。
- ⑤ 患者の権利を守り、患者の立場に立てる医療人の育成を図る。
- ⑥ 愛媛で育ち、世界に羽ばたく先端医療の創造を図る。
- ⑦ 地域との医療連携の強化を図る。

- 1) 「地域共同研究センター」を中核にして国内外の民間企業に対する技術指導・技術移転及び共同研究・受託事業を推進し、実施件数を増加させる。
- 2) 「リエゾンオフィス」の一層の充実を図り、外部人材の組織化、産学コーディネート機能、産官学の交流、大学の知的財産の広報などの業務を推進する。
- 3) 利益相反に関する指針等を速やかに策定する。

③ 他の大学等との連携・支援に関する具体的方策

- 1) 大学コンソーシアム化を視野に入れ、地域の公私立大学等との教育研究資源の共有化を推進する。
- 2) 目的に応じて、他大学と自主的な連携・協力体制を構築する。

④ 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- 1) 国際交流の推進のため、「留学生センター」の機能を強化する。
- 2) 「海外留学プログラム」を整備し、本学学生の海外派遣を強化する体制を作る。
- 3) 「英語教育センター」と「留学生センター」の共同による異文化コミュニケーション空間を創設する。
- 4) 帰国後のフォローアップ体制を整備し、帰国留学生ネットワークを構築する。

⑤ 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- 1) 日本科学技術振興財団、JICA等の外部組織と連携した国際共同研究を奨励・推進する。
- 2) 国際会議・研究集会の開催に経済的・人的支援が行えるよう学内的な環境整備を行う。
- 3) 若手研究者、大学院生の国際学会・研究集会への参加や短期留学・研修に対して重点的に支援する。
- 4) 諸外国の大学・研究所との学術交流の推進を図り、外国人研究者・技術者の受け入れ体制、研修体制を整備する。
- 5) 任期付きポスト、客員教授ポスト等を用いて、外国人研究者を教員として招聘する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

① 管理運営体制の整備に関する具体的方策

- 1) 病院長専任制の推進により、管理運営体制を強化する。
- 2) 診療支援部を設置する。
- 3) 薬剤部、看護部、事務部の組織体制を見直す。

② 医療サービスの向上に関する具体的方策

- 1) 中央診療施設の機能拡充、臓器別診療の実施及び疾病に特化した診療組織及び部門を開設する。
- 2) 外来診療体制の多様化を図るとともに、入院サポート体制を充実する。
- 3) 医療、福祉、看護に関する相談業務を充実するとともに、退院後の円滑な在宅・転院療養を支援する。
- 4) 民間輸送会社と連携した患者輸送システムの整備を推進する。
- 5) 地域住民を対象とした健康に関するイベントを開催する。

(3) 附属学校に関する目標

- ① 教育基本法及び学校教育法に基づき、心身の発達に応じた教育の理論的研究及び実践的研究を推進し、地域社会における教育の拠点としての役割を果たす。
- ② 学部と連携を図りながら、大学での教員養成機能の充実に寄与する。

- ③ 安全管理体制の整備に関する具体的方策
 - 1) リスクマネージャーによる指導体制を強化する。
 - 2) 問題発生時の患者・家族への支援体制を強化する。
- ④ 経営の効率化に関する具体的方策
 - 1) 企画・分析機能を重視した経営体制を構築する。
 - 2) 経費削減を徹底するとともに、医療サービスの充実等により診療収入の増加を図る。
 - 3) 臨床試験業務を拡充する。
- ⑤ 教育・研修等の質的向上に関する具体的方策
 - 1) 医学系・看護学系学生に対する卒前教育を充実する。
 - 2) 他大学等の歯学系・薬学系・医療技術系学生に対する卒前教育への協力を推進する。
 - 3) 医師、歯科医師及びコメディカルに対する卒後教育を充実する。
- ⑥ 研究成果の診療への反映及び先端医療の導入に関する具体的方策
 - 1) 高度先端医療の開発・導入を推進する。
 - 2) 地域医療機関と連携し、高度先進医療の共有化を図る。
- ⑦ 地域貢献に関する具体的方策

愛媛県内の各種医療団体との間に「医療連携協議会」を設置する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ① 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策
 - 1) 学部及び「附属教育実践総合センター」と連携しながら、学校教育に関する実践的研究・教育の充実を図るための組織を設置し、機能させる。
 - 2) 学部及び「附属教育実践総合センター」と連携しながら、地域社会における教育の拠点としての役割を果たす。
- ② 学校運営の改善に関する具体的方策
 - 1) 「学校評価」の制度を確立し、外部評価及び内部評価の充実を図る。
 - 2) 「学校評議員会」の充実を図る。
- ③ 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

「入試制度検討委員会」を設置し、入試制度の改善を図る。

- ④ 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策など
 - 1) 愛媛県教育委員会との人事交流を原則とする。
 - 2) 公立学校との連携を密にし、愛媛県及び松山市教育委員会の研修計画に沿って教職員の研修を実施する。

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

- (1) 学長、部局長を中心とする機動的な運営体制を確立する。
- (2) 学長が部局等や構成員の要望を迅速に把握し、合意形成に配慮しつつ多面的な視野からの指導力を発揮して施策に反映できる機構を確立する。
- (3) 教育研究の一層の質的向上を図るため、学内資源の戦略的な重点配分を推進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

教育研究組織の見直しを行い、柔軟かつ機動的な組織の編成又は再編等に取り組み、教育研究の充実と活性化を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- (1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策
 - ① 学長を中心とする機動的・戦略的な大学運営体制を確立するため、学長補佐体制の機能強化を図る。
 - ② 運営機関（役員会、運営協議会）と審議機関（経営協議会、教育研究評議会及び全学委員会）の権限と責任の所在を検討し、機能の効率化を図る。
- (2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

委員会組織を機動性の観点から見直すとともに、委員会運営の抜本的な合理化・効率化を進める。
- (3) 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

学部長を中心とする機動的・戦略的な学部運営体制を確立するため、学部長補佐体制の整備と教授会代議機能の充実を図る。
- (4) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策
 - ① 運営支援体制を強化するため、有能な教職員の企画立案部門等への登用を推進する。
 - ② 学長が学生を含む大学構成員からの声を聴取するシステムを確立する。
- (5) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

学内の特色ある優れた教育研究プロジェクト及び先端的研究基盤の整備に資源を重点的に配分する。
- (6) 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

選考システムを整備し、学外の有識者・専門職業人等の登用を積極的に進める。
- (7) 内部監査機能の充実に関する具体的方策

内部監査体制の見直しを図り、内部監査機能の充実に努める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- (1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

公正で透明性のある評価に基づき、中長期的な見通しに立って教育研究組織の見直しを行う。

3 人事の適正化に関する目標

- (1) 教員の流動性を向上させるとともに、教員の個人評価システムの導入及び教員構成の多様化を推進する。
- (2) 事務職員が日常の運営事務に加えて、教員と連携・協力しつつ大学運営の企画立案等に積極的に参画できる資質や専門性の向上を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

(2) 教育研究組織の見直しの方向性 など

- ① 活力ある教育研究体制を創出するために、有能な人材の確保に努め、弾力的な役割分担等によって人材の活用を図る。
- ② 各組織及び構成員の教育研究、社会連携、管理運営等の活動に関して、主体的に点検・評価を行うとともに、他者からの評価を積極的に求め、改善に資する。
- ③ 先端的研究科の部局化及び専門職大学院の開設に取り組む。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ① 教員の教育、研究、管理運営、社会貢献等の活動に関して「教員の総合的業績評価」を行い、評価結果を人事考査に反映させる制度を導入する。
- ② 事務職員等の適正な処遇及び長期的な育成を図るため、明確な評価基準、評価結果のフィードバック方法を確立して人事評価システムを充実させる。

(2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ① 兼業に関するガイドライン等の整備により規制の緩和を図る。
- ② 全学的な計画による組織の新設・改編に対しては、定員の供出を含め全学が協力する。
- ③ 教員人事を点検評価し、定員の管理、定員移動等の審査及び教員人事の適正化を図る。

(3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

教員人事は公募制を原則とし、任期付きポストを導入して、教員の流動化と教育研究の活性化を図る。

(4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

外国人・女性等の教員採用に当たっては人事運営上の配慮、勤務・生活上の条件整備に努める。

(5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ① 高度な専門知識を必要とする職種の職員の民間登用を推進する。
- ② 若い職員を長期的展望に立って育成するために、人事ローテーションによる人材開発手法を導入する。
- ③ 職員の専門的能力、資質向上のための研修制度を整備するとともに、OJT、上司の考課により職員の育成を図る。
- ④ 研究支援に携わる専門的職員を養成する。
- ⑤ 民間を含む他機関との人事交流等を推進する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

<p>大学運営支援のための企画立案機能の強化，専門性の向上，業務の合理化・効率化及び職員の意識改革・能力開発を推進する。</p>	<p>(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事務，事業，組織等の見直し，外部委託の推進により，事務等の効率化，合理化を図る。 ② 職員採用試験や職員研修を複数の大学が共同で実施するための協議会を設置する。 ③ 事務電算化処理システム等の充実を図る。
<p>IV 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>(1) 外部資金，附属病院収入等の自己収入の増加に努める。</p> <p>(2) 学内の人的・物的・知的資源の有効利用を行い自己収入の増加に努める。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>(1) 管理業務の節減を行うとともに，効率的な大学運営を行うこと等により，固定的経費の節減を図る。</p> <p>(2) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ，人件費削減の取組を行う。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>長期的視野に立った資産の運用管理計画を策定し，資産の有効活用を図る。</p>	<p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 科学研究費補助金，受託研究，奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 科学研究費補助金等の外部資金への応募件数を増加させる。 ② 全学的に産学官の連携を一層強化し，受託研究，奨学寄附金等の増加に努める。 <p>(2) 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 など</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設の有効利用などにより収入増に努める。 ② 学内の人的・物的・知的資源を有効に活用する。 ③ 附属病院の業務・経営の効率化を図り，収入増に努める。 <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 管理的経費の抑制に関する具体的方策 など</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 組織の見直し・再編によって事務の効率化を図る。 ② ペーパーレス化，廃棄物減量化及びリサイクルを推進する。 ③ 省資源，省エネルギーを目指すとともに，職員・学生一人ひとりのコスト意識の啓発を図る。 <p>(2) 人件費に関する具体的方策</p> <p>総人件費改革の実行計画を踏まえ，平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 など</p> <p>資産管理に関する全学的な体制を整備し，運用管理計画に基づいた効果的運用を計画的に推進する。</p>
<p>V 社会への説明責任に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>教職員の諸活動の活性化及び大学の諸機能の向上・高度化に資する評価システムの導入と手法の改善を押し進め，評価結果をフィードバックするシステムを確立する。</p>	<p>IV 社会への説明責任に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策</p> <p>全学的に大学情報データベースを構築し，目標計画の立案・策定，業務の実施，成果の評価等の一連のプロセスのなかでそれらを活用するシステムを確立する。</p> <p>(2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 など</p>

2 情報公開等の推進に関する目標

- (1) 教育研究活動及び組織・運営の状況等について、学外に対し多様な手段で情報を公開し、発信する。
- (2) 社会や国民への説明責任を果たし、大学運営の透明性を確保するため、大学の保有する情報については可能な限り公開する。

VI その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- (1) 長期的視野に立った施設・設備の整備計画を策定し、環境にも配慮した整備を推進する。
- (2) 既存施設の活性化を推進し、適切な施設マネジメントを実施する。

2 職場環境・修学環境に関する目標

- (1) 教育研究現場での安全を確保し、快適な職場環境・修学環境を形成するために、安全管理の基盤体制を確立する。
- (2) 附属学校における児童・生徒の生命の尊重や安全確保のために、安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。

- ① 評価結果を各部局の組織的取り組みや教職員個々の諸活動の改善にフィードバックするシステムを確立し、学長は当該部局等に対し、改善事項を提示し、必要な取り組み等を促す。
- ② 大学をめぐる長期的動向と短期的変動を予測して取り組む創造的プランニングと経営戦略の検証に評価結果を活用するための、学長直属のタスクフォースを置く。
- ③ 教職員の諸活動に対して評価に基づくインセンティブを付与し、活動の質的向上と活性化を図る。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- (1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 など
 - ① 大学の基本的指標、各種データ・資料等について、「情報公開室」を窓口として、学外からのアクセスに即応する体制を整備する。
 - ② ホームページ、広報誌等学外向け各種媒体を一層充実させ、大学情報を広く提供する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- (1) 施設等の整備に関する具体的方策
 - ① 施設マネジメント手法を導入した施設整備を推進する。
 - ② 職員・学生の意識啓発と一体的に、エコキャンパス作りを推進する。
 - ③ 同窓会等からの支援（寄附）による施設整備を検討する。
 - ④ 農学部附属農業高等学校の同窓会等からの寄附により実習地を整備する。
- (2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 など
既存施設の点検・評価を行い既存施設の有効活用を図る。

2 職場環境・修学環境に関する目標を達成するための措置

- (1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策
 - ① 労働安全衛生法等の法令に基づく安全管理に関する資格保有者を計画的に確保する。
 - ② 安全衛生教育の充実を図り、個々人の安全に対する意識を啓発する。
 - ③ 機械・器具・危険物・有害物質等の厳正な保守管理の徹底及び規制対象作業場の改善など快適な作業環境の整備に努める。
 - ④ 安全衛生に関する組織を設け、教育・研究活動の安全対策を講じるとともに、設備、化学物質等の一元的管理体制を整える。
- (2) 人権侵害の防止策
「愛媛大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害の防止等に関する指針」に基づき、教職員の
人権侵害の防止に努めるとともに、人権侵害が発生した場合は迅速かつ厳正に対処する。
- (3) 学生等の安全確保等に関する具体的方策など

- ① 実験・実習等授業及び課外活動での安全教育を徹底する。
- ② 精神衛生、生活習慣病等に関する健康教育を充実する。
- ③ 講義棟、学生寮等での防火・防災・避難訓練を実施する。
- ④ 実験・実習施設、課外活動施設等の点検・整備を徹底する。

(4) 附属学校の安全管理体制に関する具体的方策

- ① 学校ごとに学校安全委員会を設置し、教職員に対する安全管理研修を充実する。
- ② 教科指導や特別活動等の年間計画に沿い、安全教育の充実に努める。
- ③ 日常の安全点検を充実させ、校内の安全管理に努める。
- ④ 幼児・児童・生徒の安全確保等のため、関係機関や地域・保護者との連携体制を強化する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

38億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

附属病院の病棟・診療棟改修、基幹・環境整備及び病院特別医療機械設備整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・整備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・附属病院病棟・診療棟改修	総額 2,887	施設整備費補助金 (574)
・附属病院基幹・環境整備		長期借入金 (2,313)
・病院再開発に伴う病院特別医療機械設備		

・小規模改修

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

基本事項

未来に向けての多様な発展と運営の基盤強化等を目指し、大学機能の高度な展開を図るため、愛媛大学を構成する人材を人財にとらえ、その能力を最大限発揮できる効果的な人事システムの構築を図る。

(1) 教員人事

全学的な観点から教育重点、研究重点等の役割分担を適切かつ弾力的に行う。

さらに、教員の総合的業績評価を実施して、人事の適正化と点検評価を厳正に行い、この評価に基づき給与等の待遇措置を含めて行う。

また、教員の流動化、教育研究を活性化するための任期制について拡充を図る。

(2) 事務系職員

組織と職員の双方の専門化を基本に、法人経営と教育研究支援、学生支援の充実を図る。

そのため、組織の不断の見直し、人事制度の改革等を実施する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 107,853 百万円 (退職手当は除く。)

3. 中期目標期間を超える債務負担

(P F I 事業)

該当なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金	817	881	1,098	1,246	1,338	1,394	6,774	13,279	20,053

(リース資産)

該当なし

【中期目標】

別表（学部、研究科等）

愛媛大学

<p>学 部 (6学部)</p>	<p>法 文 学 部 教 育 学 部 理 学 部 医 学 部 工 学 部 農 学 部</p>
<p>研 究 科 (7研究科)</p>	<p>法文学研究科 教育学研究科 医学系研究科 理工学研究科 農学研究科 連合農学研究科（基幹大学：愛媛大学） （構成大学：愛媛大学・香川大学・高知大学） 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科 （基幹大学：香川大学） （構成大学：香川大学・愛媛大学）</p>
<p>附 置 研 究 所</p>	

【中期計画】

別表（収容定員）

愛媛大学

平成 16 年 度	法 文 学 部	2, 1 2 0人
	教 育 学 部	8 8 0人
	【うち教員養成課程	4 8 0人】
	理 学 部	9 0 0人
	医 学 部	8 2 0人
	【うち医師養成に係る分野	5 6 0人】
	工 学 部	2, 0 2 0人
	農 学 部	7 0 0人
	法文学研究科 【修士課程】	5 0人
	教育学研究科 【修士課程】	9 3人
	医学系研究科	1 5 2人
	【うち修士課程】	3 2人
	【うち博士課程】	1 2 0人
	理工学研究科	5 4 9人
	【うち修士課程】	4 8 0人
	【うち博士課程】	6 9人
	農学研究科 【修士課程】	1 4 4人
	連合農学研究科 【博士課程】	5 1人
平成 17 年 度	法 文 学 部	2, 1 2 0人
	教 育 学 部	8 8 0人
	【うち教員養成課程	4 8 0人】
	理 学 部	9 0 0人
	医 学 部	8 2 0人
	【うち医師養成に係る分野	5 6 0人】
	工 学 部	2, 0 2 0人
	農 学 部	7 0 0人
	法文学研究科 【修士課程】	5 0人
	教育学研究科 【修士課程】	1 0 4人
	医学系研究科	1 5 2人
	【うち修士課程】	3 2人
	【うち博士課程】	1 2 0人
	理工学研究科	5 4 9人
	【うち修士課程】	4 8 0人
	【うち博士課程】	6 9人
	農学研究科 【修士課程】	1 4 4人
	連合農学研究科 【博士課程】	5 1人

別表（収容定員）

愛媛大学

平成 18 年度	法文学部	2, 120人
	教育学部	880人
	【うち教員養成課程】	480人】
	理学部	900人
	医学部	820人
	【うち医師養成に係る分野】	560人】
	工学部	2, 020人
	農学部	700人
	法文学研究科【修士課程】	50人
	教育学研究科【修士課程】	104人
	医学系研究科	152人
	【うち修士課程】	32人
	【うち博士課程】	120人
	理工学研究科	549人
【うち修士課程】	480人	
【うち博士課程】	69人	
農学研究科【修士課程】	144人	
連合農学研究科【博士課程】	51人	
平成 19 年度	法文学部	2, 120人
	教育学部	880人
	【うち教員養成課程】	480人】
	理学部	900人
	医学部	820人
	【うち医師養成に係る分野】	560人】
	工学部	2, 020人
	農学部	700人
	法文学研究科【修士課程】	50人
	教育学研究科【修士課程】	104人
	医学系研究科	152人
	【うち修士課程】	32人
	【うち博士課程】	120人
	理工学研究科	549人
【うち修士課程】	480人	
【うち博士課程】	69人	
農学研究科【修士課程】	144人	
連合農学研究科【博士課程】	51人	

別表（収容定員）

愛媛大学

平成 20 年 度	法 文 学 部	2, 1 2 0人
	教 育 学 部	8 8 0人
	【うち教員養成課程	4 8 0人】
	理 学 部	9 0 0人
	医 学 部	8 2 0人
	【うち医師養成に係る分野	5 6 0人】
	工 学 部	2, 0 2 0人
	農 学 部	7 0 0人
	法文学研究科 【修士課程】	5 0人
	教育学研究科 【修士課程】	1 0 4人
	医学系研究科	1 5 2人
	【うち修士課程】	3 2人
	【うち博士課程】	1 2 0人
	理工学研究科	5 4 9人
【うち修士課程】	4 8 0人	
【うち博士課程】	6 9人	
農学研究科 【修士課程】	1 4 4人	
連合農学研究科 【博士課程】	5 1人	
平成 21 年 度	法 文 学 部	2, 1 2 0人
	教 育 学 部	8 8 0人
	【うち教員養成課程	4 8 0人】
	理 学 部	9 0 0人
	医 学 部	8 2 0人
	【うち医師養成に係る分野	5 6 0人】
	工 学 部	2, 0 2 0人
	農 学 部	7 0 0人
	法文学研究科 【修士課程】	5 0人
	教育学研究科 【修士課程】	1 0 4人
	医学系研究科	1 5 2人
	【うち修士課程】	3 2人
	【うち博士課程】	1 2 0人
	理工学研究科	5 4 9人
【うち修士課程】	4 8 0人	
【うち博士課程】	6 9人	
農学研究科 【修士課程】	1 4 4人	
連合農学研究科 【博士課程】	5 1人	

(別紙)予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	86,156
施設整備費補助金	574
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	2,327
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	97,059
授業料及入学金検定料収入	31,914
附属病院収入	64,462
財産処分収入	0
雑収入	683
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	6,994
長期借入金収入	2,313
計	195,423
支出	
業務費	172,938
教育研究経費	98,196
診療経費	58,451
一般管理費	16,291
施設整備費	2,887
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	6,994
長期借入金償還金	12,604
計	195,423

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 107,853百万円を支出する(退職手当は除く)

注)人件費の見積りについては、17年度以降は平成16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注)退職手当については、国立大学法人愛媛大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定している。

注)組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ①「一般管理費」:管理運営に必要な職員(役員含む)の person 費相当額及び管理運営経費の総額。 $L(y-1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。
- ②「学部・大学院教育研究経費」:学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
($D(x)$ は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③「附属学校教育研究経費」:附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
($D(x)$ は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ④「教育等施設基盤経費」:教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。 $F(y-1)$ は直前の事業年度における $F(y)$ 。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ⑤「入学料収入」:当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)
- ⑥「授業料収入」:当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑦「学部・大学院教育研究経費」:学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
- ⑧「附属学校教育研究経費」:附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
- ⑨「教育研究診療経費」:附属病院の教育研究診療活動に必要な教職員の person 費相当額及び教育研究診療経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
- ⑩「附置研究所経費」:附置研究所の研究活動に必要な教職員の person 費相当額及び事業経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
- ⑪「附属施設等経費」:附属施設の研究活動に必要な教職員の person 費相当額及び事業経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
- ⑫「特別教育研究経費」:特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑬「特殊要因経費」:特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑭「その他収入」:検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑮「一般診療経費」:附属病院の一般診療活動に必要な person 費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。
- ⑯「債務償還経費」:債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑰「附属病院特殊要因経費」:附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑱「附属病院収入」:附属病院収入。 $J(y-1)$ は直前の事業年度における $J(y)$ 。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha (\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \alpha (\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times \alpha (\text{係数}) \pm \varepsilon (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D(y): 学部・大学院教育研究経費(②、⑦)、附属学校教育研究経費(③、⑧)を対象。

E(y): 教育研究診療経費(⑨)、附置研究所経費(⑩)、附属施設等経費(⑪)を対象。

F(y): 教育等施設基盤経費(④)を対象。

G(y): 特別教育研究経費(⑫)を対象。

H(y): 入学料収入(⑤)、授業料収入(⑥)、その他収入(⑭)を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y-1) + K(y)$$

$$[K(y) = J'(y) \times \lambda (\text{係数}) - J'(y)]$$

[その他] 附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I(y) : 一般診療経費(⑮)、債務償還経費(⑯)、附属病院特殊要因経費(⑰)を対象。

J(y) : 附属病院収入(⑱)を対象。(J'(y)は、平成16年度附属病院収入予算額。

K(y)は、「経営改善額」。

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha (\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y) : 一般管理費(①)を対象。

M(y) : 特殊要因経費(⑬)を対象。

【諸係数】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

λ (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、過去の実績により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費、船舶建造費については、過去の実績により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	188,094
經常費用	188,094
業務費	166,539
教育研究経費	8,031
診療経費	37,686
受託研究費等	2,603
役員人件費	829
教員人件費	68,625
職員人件費	48,765
一般管理費	5,957
財務費用	2,322
雑損	0
減価償却費	13,276
臨時損失	0
収入の部	190,396
經常収益	190,396
運営費交付金	80,507
授業料収益	26,773
入学料収益	4,148
検定料収益	993
附属病院収益	64,462
受託研究等収益	2,603
寄付金収益	2,574
財務収益	1
雑益	1,773
資産見返運営費交付金等戻入	2,778
資産見返物品受贈額戻入	2,775
資産見返寄付金戻入	1,009
臨時利益	0
純利益	2,302
総利益	2,302

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	196,718
業務活動による支出	171,406
投資活動による支出	11,413
財務活動による支出	12,604
次期中期目標期間への繰越金	1,295
資金収入	196,718
業務活動による収入	190,209
運営費交付金による収入	86,156
授業料及入学金検定料による収入	31,914
附属病院収入	64,462
受託研究等収入	2,603
寄付金収入	4,391
その他収入	683
投資活動による収入	2,901
施設費による収入	2,901
その他の収入	0
財務活動による収入	2,313
前期中期目標期間よりの繰越金	1,295

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄付金に係る国からの承継見込額が含まれている。 奨学寄付金承継見込額 1,295百万円